平成26年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 平成27年2月18日(水) 15:00~16:30

場 所 ひと・まち交流館京都 地下 1 階 京都市景観・まちづくりセンターワークショップルーム 1

(議事要旨)

議題1 京都市歴史的風致維持向上計画の平成26年度末変更について

内 容 説 明

〇事務局

平成26年度末に予定しております京都市歴史的風致維持向上計画の変更について御説明いたします。

今回は,重点区域の拡大などを伴うような大きな変更ではございません。毎年度末に定期的に実施する新規事業の追加や時点修正などについての変更でございます。

計画変更の詳細な内容につきましては, お手元の資料2,京都市歴史的風致維持向 上計画の平成26年度末変更についての 変更箇所一覧及び新旧対照表を御覧いた だければと存じますが,主な変更内容につ いては,前面のパワーポイントで御説明を させていただきます。

平成26年度末に実施いたします主な変更の内容でございます。

一つ目は,歴史的風致の維持向上に寄与 する取組の追加です。

追加する取組といたしましては,名勝円 山公園再整備(修復)事業,空き家対策推 進事業,歴史的景観の保全に関する検証事 業,京町家魅力発信事業,京もの海外進出 支援事業の五つでございます。後ほど個別 に事業内容を御紹介させていただきます。

二つ目につきましては,前回の変更認定 以降,新たに指定をさせていただきました 歴史的風致形成建造物の追加でございま す。

最後に、その他といたしまして、主な時 点修正事項について御説明いたします。

それでは、主な変更内容の一つ目、歴史 的風致の維持向上に寄与する取組の追加 について、個別に内容を御説明いたします。 まず、名勝円山公園再整備(修復)事業 でございます。

平成28年に開園130周年を迎える 名勝円山公園でございますが、当時の面影 が失われている状況でございます。平成2 7年度中に、国の名勝として適切な保存管 理を行うための計画を策定の上、平成28 年度から測量設計、再整備(修復)工事を 行い、平成30年度完成に向け、進めてい く予定でございます。

この内容につきましては、歴史的風致維持向上計画第7章の歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項に追加いたします。

続きまして、追加事業の二つ目でござい ます。空き家対策推進事業でございます。

この事業は、平成26年4月に施行されました京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例に基づき、空き家の発生の予防、活用・流通の促進、管理不全対策、跡地の活用を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していくものでござ

います。これらの取組により,京町家をは じめとした住宅ストックの継承が図られ, 安心安全な生活環境の確保,良好な景観の 保全,地域コミュニティやまちの活力の向 上につながることとなり,歴史的建造物を 守り育て,生かしたまちづくりが推進され るものと考えております。

これらの内容につきましては,維持向上 計画の第7章歴史的風致維持向上施設の 整備又は管理に関する事項に追記いたし ます。

次に、追加事業の三つ目でございます。 歴史的景観の保全に関する検証事業の追加でございます。

こちらの事業は、今年度から取り組んでいる事業で、京都の景観上重要な要素となる世界遺産、寺社及び近代建築物等と、その周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置の具体化を目指します。また、これまで京町家を中心に進めてまいりました景観重要建造物などの指定を寺社や近代建築物も対象とするため、これから指定候補としてリスト化するものでございます。

これらの取組によって,京都の景観に関する様々な課題を詳細に把握し,これまで以上に実効性のある保全措置を立案,効果を検証することによって,歴史都市京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進されるとともに,景観上重要な要素である寺社や近代建築物などを景観重要建造物として指定し,修理・修景補助を実施することにより,歴史的建造物を守り育て,生かしたまちづくりが推進されるものと考えております。

こちらの内容につきましては,維持向上 計画第7章の歴史的風致維持向上施設の 整備又は管理に関する事項に追加いたし ます。 続きまして、追加事業の四つ目でございます。「京町家魅力発信コンテスト 〜ムービーからムーブメント〜」でございます。この事業は、平成27年度からの事業でございます。京町家の魅力を伝える短編映像作品を広く募集し、優秀作品を表彰するとともに、その作品を情報発信ツールとして活用し、京町家の魅力を幅広く周知することを目的としております。

この取組によりまして、年々減少している京町家が保全され、活用につながることが期待できることから、歴史的建造物を守り育て、生かしたまちづくりが推進されるものと考えております。

この内容につきましては、維持向上計画 第7章の歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理に関する事項に追加いたします。 続きまして、追加事業の五つ目でござい ます。京もの海外進出支援事業でございま

この事業も平成27年度からのものですが、これまでに実施しておりました京もの海外市場開拓事業が好評であったことから、視点を変えて新たに始めるものでございます。

この事業は、海外アドバイザー指導の下、パリのデザイナーと共に海外ニーズに合った京もの商品を開発するという所が前の事業と違う点でございます。これらの取組によって、京都が世界に誇る伝統産業製品である京ものの海外市場を開拓し、需要の拡大を図っていくことで、伝統産業界が活性化し、伝統産業を生かしたまちづくりが推進されるものと考えております。

この内容につきましては、維持向上計画 第7章の歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理に関する事項に追加いたします。 続きまして、主な変更の二つ目、歴史的 風致形成建造物指定及び候補一覧の追加

す。

でございます。

平成25年度末に変更認定をいただいた後,新たに9件を歴史的風致形成建造物として指定いたしました。

まず、平成26年3月28日付けで、表の赤線より上の3件、上京区の滋賀邸、中京区の俵屋旅館、中京区の青木邸を指定させていただいております。

滋賀邸は、千本通から寺之内通を東に入った南側に位置しております。大正初期に 西陣の織屋の隠居所として建てられました表屋造の町家でございます。

俵屋旅館は、麩屋町御池を少し下がった 東側に位置しております。格式と伝統を受け継ぎ、更新を重ねながら営業されている 京都で最古格とも言われる老舗旅館でご ざいます。

青木邸は、富小路、姉小路を少し下がった東側に位置しております。昭和初期に建てられた近代洋風建築のファサードを持つ洋館と、その奥に玄関棟でつないだ和風切り妻屋根の母屋のある町家でございます。

続きまして、平成26年10月31日付けで、表の赤線より下の上京区の中川織物、下京区の鮒鶴を指定させていただいております。

中川織物は、上御霊前通新町を少し東へ 入った南側に位置しております。明治後期 頃に建てられた織屋建の町家で、現役の西 陣織工場でございます。

鮒鶴は、松原通の少し北側、木屋町通と 鴨川の間に位置しております。昭和初期に 大規模な料理旅館として建築され、現在も レストランや結婚式場として営業されて いる建物でございます。

続きまして、平成26年12月19日付けで、上京区の創庵、中京区の藤野邸、上京区の三上邸を指定させていただいてお

ります。

創庵は、大宮鞍馬口を少し下がった東側に位置します。昭和初期に西陣の織問屋の店舗兼住宅として建てられた町家でございます。

藤野邸は、高倉丸太町を少し下がった西側に位置しております。大正15年に建てられた大塀造の町家でございます。

三上邸は、堀川通の東、油小路上長者町を少し下がった東側に位置しております。 明治42年に建てられた厨子2階建ての町家でございます。

続きまして、平成27年1月23日付けで、上京区の御霊神社を指定させていただいております。新聞報道等を御覧になられた方もおられるかもしれませんが、今年度の6月より景観重要建造物等への指定を寺社や近代建築物等にも対象を拡大いたしまして、その第1号として上御霊神社を指定しております。

以上, 昨年度末に3件, 今年度に入り6件指定をさせていただきました。

また、指定候補といたしまして、愛染工 房、壽ビルディング、谷村邸を計画に記載 させていただいております。現在、指定に 向けての現場調査中で、年度末を目途に指 定に向けての作業を進めているところで ございます。

最後に,その他の変更事項といたしまして,主な時点修正の内容でございます。

今年度も大きな変更はございませんが, 時点修正を行った代表的な事例を御説明 いたします。

文化財建造物等の指定件数の変更でございます。道路修景整備事業における小川通周辺地区の事業完了期間の変更です。無電柱化等事業における嵯峨鳥居本・渡月橋南詰の事業完了期間の記入です。そして、都市公園事業、淀城跡公園の事業期間の変

更などについて, 時点修正を行っております。

以上が, 京都市歴史的風致維持向上計画

の平成26年度末の主な変更についてで ございます。御意見を賜りますよう,よろ しくお願いいたします。

議事要旨

〇座長

今御説明いただきました議題については、この会議で確認し、意見聴取をしていただくということになっております。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〇委員

1-2の空き家対策推進事業が追加さ れておりますが,空き家の調査をしていて よく感じるのは, 所有者の方が町家の空き 家を持っていらっしゃって, それをもう自 分ではどうすることもできないから京都 市に寄付したいと考えていているけれど も, 京都市はそういう寄付を受け取らない ので, そういう方たちはお寺にお布施とし て寄付されているんですね。そういうもの を調べてみると、ほとんどが、お寺の方で は維持管理するという所まで手が回らな いので、放置されている状態になっていて、 とてももったいないなと前々から思って いまして, やはり京都市が町家などで残す べき必要があるものは寄付を受ける。 最近, 祇園白川沿いの町家を活用する業者を募 集したというとても良い例がありました が、これがもっと行われると、町家が残っ ていくのではないかなと思っています。

〇座長

他にいかがでしょうか。

〇委員

資料2-2新旧対照表のP7-26 円山公園の整備事業の項目の所ですが、事業内容の所に武田五一が大正期に計画を作って、7代目の小川治兵衛が作庭したと 書いてありますが、これは8代目が主にされているということを小川さんから伺いまして、史跡の保存、名勝の保存の方では7代目を取られて、小川治兵衛、小川家がされたということで訂正されていますので、7代目は取っていただいた方がいいと思います。

あとは特に問題ないと思っています。そ れと少し伺いたいこととして, 歴史的風致 維持向上計画は毎年更新されるというこ とですが,何と言うか,ターゲットイヤー と言うか、この年までにこういうことをす るとか、そういうことを書き込まれるよう なものではないのでしょうか。最近,他の 行政ではターゲットイヤーというのを上 手く見付けてきて、最たるものが大坂落城 400年ですが、夏の陣400年といった 何か歴史的なタームみたいなものに狙い を定めて色々整備を集中的に行っている 所が最近ちょっと増えていて、割とモチベ ーションが高くなっていいのかなと思っ ているのですが,この維持向上計画は毎年 毎年のことを書かれていくというふうに 理解していいのでしょうか。そういう大き な目標というのはまた違う所で, 別途歴史 的な風致をどうしていくかみたいな大き なものというのはどこかで書かれている のかをお伺いしたいのですが。

〇事務局

毎年度認定を取るという制度は国の方 で決められておりますので、皆さんのご意 見をお聴きしたうえで認定申請するとい う形になりますが、この歴史的風致維持向上計画の計画期間というのがありまして、 平成21年度から平成32年度となって おります。お手元に京都市歴史的風致維持 向上計画という冊子があると思います。こ れの前の方、1ページになると思いますが、 そこで計画期間として平成32年度まで と書いてあります。この期間で集中して歴 史まちづくりを進めていくための計画と いう位置付けになっております。

〇委員

特にそういうものがあるわけではなく て、やっぱり普通の何年間という縛りにな るのですね。

〇座長

それはそうですけども、確か中間評価と かありましたよね。前に評価を1回受けて ますよね。

〇委員

ありましたね。

〇座長

そのときに申し上げていたのは、次の評価のときまでにおよそこういうことをするというような予定と言うのか、それがターゲットイヤーだという気もします。それから、実際上、京都市は2020年がターゲットではないですか。色んな所から波及してきて、こちらに反映されるというようなターゲットになるんでしょうけどね。ただ、先ほどの話に戻ると、これの中間評価があるので、その時にしかるべく幾つもの、あるいは段階を踏んで組み立てておかないといけないですよねという話はしておりましたね。

〇委員

最終的な目標と言うか、何かそういうも のが大きくあると、今、今年何をやってい くのかが理解しやすいなと。国のフォーマ ットにはないかもしれませんが、何かいい かなと思いました。

〇事務局

繰り返しになるかと思いますけれども, 京都市歴史的風致維持向上計画は重点地 区も非常に広範囲のものとしております。 これは,一つには,国の制度で,出来るだ け国の補助なりそういう支援を受けやす いようにという意図もあります。これは国 向けの話かと思いますけれども, 京都市の 中で色んなプロジェクトが進んでおりま す。それは場所ごとであったり、テーマご とであったりということでありますけれ ども、この歴史的風致維持向上計画はそう いうことを全体としてどういうことが行 われているのかというのをふかんする意 味, それから, 場合によってはターゲット イヤーを定めてというようなことの両方 の組合せがあると思っております。そうい う意味の中では、座長からも言っていただ きましたが、3年に一度、その進行状況を 見るとか, そういったことがありますので, そういった中で検証していく,次につなげ ていくということをやりたいと思います けれども、今後、そのターゲットイヤーは 2020年ということでございますので, そういう取組も進めていきたいと思って おります。どうぞよろしくお願いします。

〇座長

他にいかがでしょうか。

〇委員

今日初めてで、素朴な質問になりますが、1-5の京もの海外進出支援事業と歴史的風致維持向上がどういうふうにつながるのか、私の頭の中でちょっと整理できないので、ちょっと教えていただけますか。

〇事務局

京ものブランドの事業と歴史的維持向 上計画の関係が非常に遠いと言いましょ うか,風が吹けば桶屋が儲かるというよう な側面もないことはないと思っています が,この歴史的風致維持向上計画の大きな コンセプトといたしまして, 五つ挙げてお ります。例えば住まい文化の継承であった り, そういった中に伝統産業という側面も 書いてございます。これまでは伝統産業を 守っていくという姿勢で表現されている 部分が多かったのですが, 守りだけではど うしても拡大していかないということで, 取り組んでおりますのがこの京ものブラ ンドで,これを外に向かって発信して新た な需要を得る。そのことが産業としての元 気付け, ひいては歴史的風致, この歴史的 風致には、物の関係とその物を運営してい く人の営み,両方取り上げておりますので, そういう人の活動, 関わる人たちが活気付 く, そのことによって歴史的風致が維持向 上していくということでこの事業の一つ として挙げております。

〇委員

例えば、町家と町家の住まい方みたいな ものが入っているのと同じように、産業と その産業の在り方、そういうことですかね。

〇事務局

はい、そういうことでございます。

〇委員

何となく分かりました。どうもありがと うございます。

〇委員

前の委員会で説明があったのかも分かりませんが、8ページの歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧の追加のところですが、町家の方はこういうふうに指定されるのはいいことだと思いますが、社寺につきましても範ちゅうを拡大されているということですけれども、文化財との住み分けですとか、そういう所をちょっと教えていただけますか。

〇事務局

歴史的風致形成建造物と、もう一つ、景 観重要建造物という制度がありまして、い ずれも修理・修景をするときには、京都市 の方から補助をさせていただいて、その代 わり、所有者の方にしっかり維持してくだ さいねとお願いをしている制度がありま す。かたや、文化財の指定によりまして保 全していこうという制度があるわけでご ざいますけれども、文化財の指定がされて いる所は文化財にお任せをするというの は一つあると思います。そのうえで、景観 上重要なものについては、景観の観点から も指定をさせていただくことによって、よ り保全に拍車が掛かるものと考えており ます。

〇座長

今のところ,登録文化財と景観重要建造物,歴史的風致形成建造物は重なることがありますけれども,それ以上の指定建造物,指定文化財と歴史的風致,景観重要は重なってないですよね。そういう住み分けと思ってよろしいですか。

他にいかがでしょうか。

〇委員

先ほども話題に出ました空き町家の問題ですが、全国100を超える伝建地区の3分の2で空き家問題が深刻化しています。全国、今1、700ある自治体のうちの一番新しい数字で325の自治体で空き家条例を作っていますが、京都市のように補助金制度を作る、あるいは、除却の場合の費用も、秋田県の大仙市で今800万円が未回収になっているという事実もあって、なかなか空き家を進める財政的な技援ができない。だから、人口5、000人以下の小さな自治体ではもう空き家条例を諦めている。ところが、1万人以下、5、000人以下の自治体でも、実は伝建地区で重伝建を持っている所があるんですね。

重伝建の制度を空き家対策に使おうというかなり乱暴な,重伝建地区であれば修景助成が出るわけですよ。役場の方で町並み保存地区だから何とか補助金も,あくまでも文化財の補助金ですが,そういう形で住んだらどうかという形の動きも出ているんですね。

一方, 例えば長崎市の東山手では, 伝建 地区の特定物件のうちの3割近くが市に 寄付されているんですね。京都市も祇園新 橋の寄付物件の活用方法について大変お 悩みになった、私も最初の委員をやったの で分かっているんですが、活用が難しい。 公有財産だということもありますし, それ 以外に例えばどういう方に住んでもらえ ばいいのか, どういう事業だったらいいの かということがなかなか分からないとい うのがあって、今、伝建地区の中の空き家 を自治体が引き受けるということも止ま っていると言うか, みんな横を眺めながら, これは長崎の二の舞になったらつらいか らというので躊躇しているということが あります。

それから,これ以外にも重要文化財建造 物に指定されているものですら市役所の 方が引き受けないという事例がありまし て, あるいは, 市役所が活用を考えたら, 国の重文指定は待ってくれと,これは松阪 の事例ですが、それから、桑名の事例では 市が寄付を断ったというものがあって, 文 化財ですら空き家になった建物を市が寄 付を受け付けないという傾向が色々な所 で出て大問題になっている。まして、京都 の空き家率は東山区が一番高いし, それか ら, その町家と空き家の重なりというのも 非常に大きいことが分かっていて, どうい う手が考えられるかということは, 京都だ けの問題じゃなくて全国の過疎地域の問 題であり,同時に文化財建造物の問題であ

ると。本当にちゃんと研究議論を進めなき やいけない時期に来ているだろうと思い ます。

それから, 尾道のまちは空き家トラスト の活躍が非常に有名で, 空き家トラストの 動きを支えているのが実はお寺なんです ね。いわゆる尾道の斜面の宅地, 空き家が 多い所ですが,ここの地権者はほとんどお 寺になっていて, お寺の土地を借りて民家 が建っているという状況だったわけです。 だから、お寺が市と一緒になって、市と一 緒になってというのがとても大事なんで すけど, 空き家トラストというNPOをや っている。地権者がお寺ですから非常に話 が進みやすいということも分かっていま して, あそこの歴史的風致維持向上計画の 委員長は三村浩史先生なので, 詳しく聞く とよく分かると思いますが, そういう取組 があって, さらにお寺がその空き家に残っ ている仏壇のお焚き上げをしてくれて、も ちろんお寺の方に幾らかお金を納めてい ただく, 1万円か1万5, 000円だった と思いますが, そうすると仏壇を本当に焼 いてくれる。実際焼くのは一部で、やっぱ り廃棄物の問題があるので、大きい仏壇を 全部処理するというのは衛生上問題があ るということで、保健所の指導も入ってい るようですが。京都の例えば東山で一時期, 茶わん坂の奥の方にマンションが建とう とする土地が出たときに、清水寺がそれを お買いになってお使いになっているとか、 あるいは, 似たような事例では, 相国寺さ んが金閣寺周辺のパストラルという宿泊 施設の跡地を買って, 今は駐車場になって いますが, 将来は木を植えると聞いていま す。このような形を考えた方がいいかと思 います。

ただ、御存じのとおり、京都市の今のま ち・ひと・しごと法絡みのと言うか、人口 減少対策の傾向の中では, 市民所得をどう 上げるか,特に一人当たりの市民所得をど う上げて歳入を確保するかということが 大きな課題になっているわけですね。長年 の課題として,京都市が他の政令指定都市 と比べて市税収入が少ない最大の理由は, 学校法人と宗教法人が所有する土地が多 くて, そこから固定資産税が上がってこな い。だから、都市開発、あるいは都市の保 全によって地価が上がっている,特に景観 政策の結果、3政令市の中でも比較的上向 きで地価が推移しているという, その効果 が回収できていない、残念ながら市税・固 定資産税収入の面ではということがあり, それから, 観光客が増加しているというの も,これも京都創生で進めてきた文化・観 光・景観の成果の一つなんですが、それも 実は目立った改善が見られないという所 が京都市財政当局から厳しく言われる所 でありまして, 当面, こういう歴史文化を 守るということを経済面でどう活かすか ということが我々にとっても大きな課題 なんです。そう考えると、空き家対策とし て宗教法人と当然組むということは一つ の方法ではありますが,この政策を進める 上でも、それではまちをどう活性化するの かと。人が住んでくれてコミュニティが維 持できればいいけれども, それに加えてど う活性化するかという経済的な側面も考 えなければいけないということが, 京都市 が直面する空き家政策の一つの問題かと 思います。

ちなみに, 歴史まちづくりの経済効果と

言いますと,長浜や彦根といった,既にそ の経済効果が出ている所で, 事業所が増え ている,飲食店が増える,店舗が増える, 特に景観を向上した地区に店舗が集まっ ているということは確認できているので すが, もう一つ非常に重要な要素は, 国勢 調査で見ますと, その地区の生産年齢人口 が回復しているんですね。つまり、働き場 所が出来ればそこに戻ってくるわけです。 だから,京都も大きく見れば,中京,下京 に今マンションが増えていて,勤め口,雇 用人口が増えてきている, 事業所数が回復 していることによって生産年齢人口が増 えているという傾向にある。ただ、残念な がら, 東山は空き家率も高いですが, 事業 所が増えてもなかなか生産年齢人口が増 えないというのは、まだ家賃が高いとか、 アパートが少ないとか, 立派なマンション はあるんでしょうけどこのような状況に ある。だから、この歴史まちづくりの経済 効果を考えていく上で, どうすれば若い人 に働いてもらえるかというようなことも 仕組みとして考える必要が出てくる。その ことと併せて空き家の問題も考えていく べきかなということになります。

〇座長

他に御意見、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、この議題を終えまして、続きまして、議題2"京都をつなぐ無形文化遺産"「京の地蔵盆-地域と世代をつなぐまちの伝統行事」について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議題2 市民が残したい"京都をつなぐ無形文化遺産"制度について

内 容 説 明

〇事務局

京都市内には、国、府、市の指定の登録の文化財は3、000件ほどございます。ただ、京都市内、そういった指定登録の文化財以外にも文化財的価値があるものがたくさんあるということで、この間、京都市独自の制度を作りまして、有形、無形の文化財を選定するような取組を進めてきております。お手元に京都を彩る建物や庭園リストをお配りしています。文化財保護法、保護条例以外の文化財的価値のある建物や庭園を市民の皆さんからの自薦、他薦の公募で選んでいこうということで、これまでに220件を選定しております。このような制度を立ち上げてきております。

その一環で、もう一つ、京都をつなぐ無 形文化遺産ということで新たに制度を立 ち上げまして、和食がユネスコの無形遺産 に登録されましたので、これの後押しをし ようということで第1号に和食を選定し まして、第2号は、芸妓さんや舞妓さんか らなる花街の文化、ここが非常に色んな事 情で大変な状況になっているということ があるので、是非京都の文化遺産として認 めようということで、京・花街の文化を選 定いたしまして、ただ今御報告申し上げま す京の地蔵盆、これが第3号の選定物件で ございます。

資料を1枚お開きいただきまして、1ページの所に、選定に当たってということで、この選定のエッセンスを全て書いております。最初の段落に、毎年8月に行われる伝統的な民俗行事であると。地蔵信仰という宗教的性格を持ちながらも、町内安全や子供の健全育成を願う町内の行事、地域コ

ミュニティの活性化に重要な役割を果た してきた地蔵盆の性格を位置付けまして, その後はずっと歴史的な経過等々を書い てございます。

2ページにお移りいただきまして、最終 の段落でございますが,「しかしながら」 という所です。現在の生活様式等の変化に より、地蔵盆の行事自体が簡略化・衰退し ているということでございます。地蔵盆の 果たしてきた役割を再認識して, 時代の変 化を受け入れながら, また新たな工夫, 趣 向も取り入れながら、未来に引き継がれる よう,この地蔵盆を選定したということで, この選定自体は, 先ほど申し上げました食 も花街も地蔵盆も含めて, 選定をしてお墨 付きをということではなくて、選定したか ら出来るだけ後世に引き継いでいくよう に皆さんに普及啓発を図っていこうとい うことで、出来るだけ軽やかにスピーディ ーに選定をして, 色んな普及啓発をしてい こうという趣旨でございます。

3ページ以降は、京都の「地蔵盆」ということで、それぞれの開催日でありますとか、場所、運営主体、4ページには地蔵盆

の内容で、お化粧のこと、白雪糕のお菓子のことなどを書いてございます。5ページには会場の飾り付け、子供たち、大人たちが交流しながらいろんな行燈等を造るという話、6ページには数珠まわしであるとかお菓子配りといったふうな地蔵盆の行事、それから、7ページも、遊び、福引、最近見ることの少なくなった畚おろしなどの取組も書いてございます。

9ページが少し面白いアンケートです

ので御紹介を申し上げます。市内全域,自 治会長,町内会長,6,000人を超える 方にアンケートをいたしまして,地蔵盆の 実態調査をいたしております。

まず、9ページでございますが、25年度ですが、今年の夏に地蔵盆を行いましたかということで、約80パーセントが地蔵盆を行っておられる。次の右のページで、町内にお地蔵さんはありますかということで、ほぼ同様、少し低いですが、70パーセントの町内でお地蔵さんを持っておられるということでございます。

それから、次の11ページで、開催日数というので、これまでやはり2日間というのが多かったのですが、色んな社会状況等があって1日だけというのが4分の3ということで、非常に簡略化されてきていることが見て取れます。

あとは, 行事の名称等々ございますが, このようなアンケートをしまして,地蔵盆 を選定する,街角にお地蔵さんがある,そ の前を通る人が花を換え, 水を換え, 手を 合わせる, 夏には地蔵盆をするといった, 京都ならではのまさに歴史的風致ではな いかと思いますが、こういったことが取り 組まれるよう, 今, 地蔵盆のテキストと言 いますか,こんな地蔵盆のやり方がありま すよということで、元々壬生寺が作ってお られるものがあるんですけども, 壬生寺と 連携をする形でそういったテキスト的な ものを作っていまして,春には全5町内に お配りをして, 宗教行事という側面ももち ろんありますが,地域コミュニティ活性化 につながる取組にしていきたいと考えて おります。

以上でございます。

議事要旨

○座長 ありがとうございました。

今の御報告につきまして,何か御意見, 御質問ございますでしょうか。

○委員 大変結構ですし、これをこの歴史 的風致維持向上計画と言うか、歴まち法と の関係で位置付けていただくのはいいの ですが、おととい、ある委員会で、自分た ちのマンションは地元の自治連合会から 脱退しましたという話がありました。その 理由は、その自治連合会の活動の中に地蔵 盆、それ以外にも平安公社の話ですとか祇 園祭の件とかがあって、その宗教活動にと いうお話になったんですね。そしたら、あ る先生が真っ先に地蔵盆は宗教行為では ないということをおっしゃって、私は黙っ ちれて、いや、それは仏教でしょう、私た ちお寺も行きますしとおっしゃっていて、 そうだなあと思って,この資料は私も関わ っていたんですが、地域と世代をつなぐま ちの伝統行事という定義なんですね。今, さりげなく壬生寺がとおっしゃって, 壬生 寺は特に密教との関係も含めて説明する と非常に長いわけですが、そこをどう語る かという話なんですね。ちなみに、その委 員の先生はフランスで勉強された方で,ラ イシテという言葉を出されて世俗主義に なると。フランスでは15世紀のヴァロワ 朝時代からユグノー教徒がいたもんです から, カソリックとプロテスタントをどう するか、セントバーソロミューの虐殺とか もありましたし、ずっと一貫して、市民革 命のときにローマ教会と縁を切るために 第一身分であった聖職者を相当ギロチン に掛けたということもあって、今でもイス ラム教徒が多い社会の中で, このライシテ

という世俗主義をどう維持するかという ことが問題になる。やがて京都でもそうい うことが問題になるのではないかという, 警鐘とまでは言いませんが,そういうこと をおっしゃったんですが,神社,お寺を景 観重要建造物にという流れも,我々一般市 民,日本人としては,極当たり前に何の抵 抗もなく私自身もこの地蔵盆の登録に熱 心だったんですが,この説明の方法を考え ないといけないし,それから,今増えてい る外国人観光客に対してその辺の説明を どうするかということも,ちょっとどこか に置いておかないといけないと思います。

- **○座長** 他にいかがでしょうか。
- ○委員 京都市は地蔵盆の開催するため の経費助成を行っていますよね。うちの町 内ももらっているんですけど。つまり、これをあまり宗教だと認めすぎると、そこも ひっかかってくると思うので、あくまでも 京都市としては伝統行事というような言い方にした方がいいと思います。
- **○事務局** 補助金はどこのセクションからも出してないと思いますけど。

○委員 京都市から頂いていると思います。多分,1日とか2日とかある行事の中で,例えば子供たちが喜ぶような映画上映とか,そういうのをしたい場合にはプロジェクターを貸し出すとか。

○委員 アスニーで8ミリとかプロジェクターを貸したりというのはありますけど,地蔵盆に対して補助金を出すという仕組みは,選定した時もそういう議論はありましたが,宗教行事という側面もありますので,そういった補助金ということではなくて,あくまでも民俗行事ですので。

〇委員 京都府ですかね。手続をして頂いていますので。

- ○委員 1回調べます。
- ○委員 地域活動助成とかですかね。
- ○委員 そうですかね。
- ○委員 区役所でやっているまちづくりの関係かもしれませんしね。
- **○座長** 重要な論点があると思いますが、時間の都合もありますので、次の議題の3 の京都岡崎の文化的景観について御説明 をお願いします。

議題3 京都岡崎の文化的景観の選定申出について

内 容 説 明

○事務局 平成17年の文化財保護法の改正で新たに文化財のジャンルとして出来ました文化的景観でございますが、今、全国に44の文化的景観の選定物件がございます。京都府内では天の橋立と宇治が選定されていますが、京都市内はございませんでして、全体には、農村、漁村等、地域における人々の生活、なりわい、風土等により形成された景観地という所が選定されていますが、その中で都市型ということ

で、金沢や岐阜、宇治が選定されておりますが、文化庁と話をし、京都市内では京都 岡崎を選定ということで進めてまいりました。昨年9月に選定申出をいたしまして、今年の6月にも答申をいただけるのかなということで進めてきております。

適当な資料がございませんでしたので、 お手元にはパブリックコメントをした時 の冊子をお配りしております。最後のペー ジ、7ページにエリアの地図を書いてござ います。ブルーの所, 琵琶湖疏水と白川沿 岸エリア, 黄色で岡崎公園エリア, ピンク で南禅寺・別邸群エリアと, こういう三つ のエリアを選定して申請してございます。

3ページにはそれぞれのエリアの特性を書いてございます。ちょうど中段、点線で囲っておりますが、琵琶湖疏水・白川沿岸につきましては、それぞれの水利用により育まれた工業、舟運の施設やその遺構が残ると。南禅寺・別邸群は、水利用を軸としました別邸群、疏水を利用した園地の立地。それから、岡崎公園については、内国博覧会に由来する祝祭・勧業・文教空間ということで申し出をしております。

それから,この文化的景観の制度は,基 本的に先ほど見ていただきましたエリア で選定をいたします。基本的にこれに基づ く特別な規制は掛かることはございませ ん。景観法等によって景観の規制,誘導を していくということでございますが、1点 仕組みがございまして,この中で,特に重 要な構成要素という物件を選定しますと 修理修復等に補助が出るということがご ざいますので、琵琶湖疏水やインクライン、 エリア内の寺院, それから庭園等, 全部で 57を文化的景観選定委員会でピックア ップいただいております。これまでに43 件の所有者同意を頂いておりまして,後残 る14件も、手分けをして回っているとこ ろでございます。6月には京都市初の文化 的景観が選定されるということを御報告 申し上げます。

議事要旨

○座長 今の件について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、続いて、日本遺産の認定制度について情報をお願いいたします。

その他 日本遺産の認定制度について (情報提供)

内 容 説 明

○事務局 引き続きまして,よろしくお願いします。

新聞のコピーから始まるホッチキス止めの資料でございます。

1枚おめくりいただいて、裏面に文化庁さんがお作りになった資料がございます。 27年度の新規事業で予定額8億円と書いてございます。これまでの文化財指定に代わりまして、地域の有形、無形の文化財をパッケージ化して、ストーリーにして海外に発信するということで、文化庁の記念物課が、東京オリンピック等を意識した観 光あるいはインバウンドといったことを 意識して創設された制度でございます。

中段、左側が「点」としての指定、従来の文化財行政になりますが、右側にストーリーとして選定をするというふうな新制度を立ち上げられました。全国都道府県に公募をされまして、初年度、全国で15から20件の日本遺産をリストアップするということでございますが、その選定の際には、やはり現在の我が国の方針が地方創生ということがありますので、出来るだけ賑わっていないところ、京都市はもう全国

的に見たら賑わっていますよねと言われていまして、いい文化財があるけど、あまり人に見てもらえていないような、そういう地域おこし的な観点で選定をするというふうに申されていまして、京都市内からは次のページにあります、先ほど申し上げました京・花街の文化、それから、裏面に付けています琵琶湖疏水と庭園群の2件を選定してございますが、文化庁がそういう物差しで選定をされるということですので、少し旗色が悪いのかなと思っております。

そこで、資料の最後に付けてございますが、日本遺産が国で作られるのであれば、 我々は京都遺産という制度を作ろうとい うことで、最後は私ども京都市の予算案の 資料でございます。来年度に先ほど御説明申し上げました,京都を彩る,あるいは京都をつなぐという制度を発展的に成長させまして,新たに京都遺産という制度を作りたいというふうに思ってございます。まだ具体的な案があるわけではございませんが,文化財とか文化遺産という定義をできるだけ広く,有形,無形とかいった部分を取り払って,出来るだけ京都のいいものをピックアップして守っていく,観光にも使うと,このようなことにしたいと考えてどいまして,京都遺産の方も来年度の文化財分野としての重点事業として取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

議事要旨

○座長 ありがとうございます。

今の日本遺産, あるいは京都遺産につい て, 御質問, 御意見ございますでしょうか。 それでは、私の方から一つ。国の方針が 色々変わってきていて, しかも, 日本遺産 という名前を付けながら,必ずしも日本を 代表するもの, 例えば京都のばりばり優秀 なものは, もう既に有名だから, 人も来て いるからいいんだなんて言われたら, どこ が日本遺産なんだという気がしますが、と はいえ,向こうは8億の予算を付けている んですよね。先ほど悲観的なことをおっし ゃられたけれども,京都市として京都遺産 を打ち上げていく時に, 文章を見ていると 日本遺産と同じようなストーリー性やテ ーマというふうに書かれておりますが、ど の辺りに独自性と言うか, 先ほどの観光庁 では評価してもらえないけれども、京都と してはここがという狙い等を教えていた だけるとありがたいです。

○事務局 ありがとうございます。やはり 文化庁の最大目的は, 地域おこしと言いま すか, 地域創生ということを主眼に置かれ ていますので、人が来ていない所に人が来 て, 観光なり経済効果もといった文化庁ら しからぬことをおっしゃっています。ただ, 私どもは、もちろんそれもあるんですけど、 やはりこれまでに単体で文化財保護法、保 護条例、それから彩るつなぐというふうな ことをやってきましたので、これらを、ス トーリーとかテーマという部分は似てい ますが,一度京都にどれだけいいものがあ るのか全て総ざらいして, その中で, 文化 財行政の中でどれだけ拾っていけるのか ということを考えておりますし、観光に使 うだけではなくて、まずはやっぱり守って いく,維持していく,それぞれの文化遺産 を守る人, もの, 技と言っておりますが, こういった所にも光を当てていくという ことを真面目にやっていきたいと思って

おります。

○座長 京都府の文化財保護課長が同席 されておりますので、京都府のその辺の考 え方と言うか、これからどういうふうにさ れるか、教えていただけるとありがたいで す。

○委員 私どもの方も色々悩んでいるところでございますが、やっぱり文化庁の方は、この日本遺産について、地域振興ですとか、それから観光の方に力点を置いているところもあります。そういうことで、我々の所も教育委員会だけではなく、地域振興をやっている部局の方と連携して取り組んでいるところなんですが、我々教育委員会としては、オーソドックスな文化財

保護という所を進めていくというところは持っておりますので、日本遺産になるにしましても、個々の要素としては文化財でありますので、それについての保護ですとか活用については従来の枠組みの中できっちりやらせていただいて、それをつなげたストーリーの中の観光ですとか地域振興については、地域振興とか観光の部局とタイアップしてというふうに思っております。

○座長 ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。

議題4 姉小路界隈におけるまちづくり20年(情報提供)

内 容 説 明

○谷口氏 まちづくりを始めてちょうど 20年たつのですが、つい最近、国土交通 大臣から表彰いただきまして、6月に日本一の座を頂くことになりました。50万円 の賞金をこれから3年間頂けることになっております。本日、何でこの席でお話するのかというのは、先ほどの歴史とか文化などに多少関わりのあるまちづくりをしておりますので、お聞きいただきまして、色々とお知恵を頂きたいと思います。よろしくお願いします。前のスクリーンをご覧ください。

(スライド2) 京都の方が多いですけれども、姉小路というのは御池と三条の間です。寺町から烏丸、それから御池、三条、この4本で囲まれている範囲を一応姉小路界隈というふうに呼んでおります。この位置の定義というのは非常に重要でござ

いますので, 寺町, 烏丸, それから御池, 三条で囲まれている範囲を姉小路界隈と 称しております。

(スライド3) 町は写真のとおりの雰囲 気で、割と老舗が並んでいる町並みでござ います。

(スライド4)地区を上から御覧になりますと、写真のとおり、割と中低層の町並みが並んでおりまして、現況の建物を敷地面積で割りますと、大体167パーセントぐらいの容積率になっております。地区の周りに大きな建物が建ってきております。私は、ここを姉小路盆地ないしは姉小路バレーというふうに呼んでおります。これは私が名付けました。御覧のとおり、このような空間的な資源が残っております。

ちなみに、新風館と寺町の鳩居堂の間、 約700メートルの間には現在1軒も分 譲マンションがございません。それから、コンビニエンスストアが1軒もございません。都心部で700メートル歩かれまして1軒もコンビニエンスストアがない、1軒も分譲マンションがないという所は、恐らく京都市内の中にはないと思います。このような空間資源があるということが、姉小路の一つの特徴でございます。

(スライド5) 今からちょうど20年前 になりますが、大阪ガスがここに11階建 ての分譲マンションを建てるという話が 持ち上がりました。ガスを売っている会社 がどうしてこんなマンションを造るんだ ということで、私たちはかなり激しく反対 運動を起こしまして,これが我々の会の発 足の動機であります。反対運動を一生懸命 やったために、写真のようなマンションに なり、11階が8階になりまして、分譲が 賃貸になって、それから、スケルトン・イ ンフィル構造という構造になって, 北側斜 線制限がかかり、日照や通風等を考慮した 結果,このような非常にユニークな形にな りました。将来まちなかで車を使わなくな った時には立体駐車場も部屋になる仕組 みになっておりまして,この建物は都市計 画学会から賞を頂いております。外国の方 からも非常に注目を浴びておりまして,マ サチューセッツ工科大学から何回も見学 に来ているような建物でございます。これ は,私たちが反対運動をしたために、大阪 ガスも非常に考え方を変えられまして、ま ちセンがちょうど出来ましたときに、まち センがリーダーシップを取りながら,高田 光雄先生達が一緒になってこれを考えた ものでございます。

(スライド6) これが出来てやれやれと 思った瞬間に、今度は北側を見ると、写真 のとんでもない建物が出てきまして、昔の 京都の家は物干しから全部五山の送り火 が見えたものでございましたが、とんでも ない姿になると、京都の景観が台無しにな っていくという現象が起こりました。

(スライド7) 御池通から御覧になりますと、写真のとおり、ずっと31メートルの線で来ているんですけども、ここは31メートルにちょっと余分なものが上に乗っているということで、ここを何とかダウンサイジングさせようと一生懸命やったんですけども、なかなか当時は景観に対する機運がまだもう一つ高まっておりませんでして、いたし方なく45メートルがここに建ちました。

(スライド8) こんなことでは良くない ということで, 私たちはここで建築協定を 結びました。ポイントは、夜間も騒々しい コンビニエンスストアとワンルームマン ションをここで造らないというような建 築協定になっております。コンビニエンス ストアはなぜ造らないかと言いますと、御 池通, 河原町通, それから三条から烏丸に 11軒もコンビニエンスストアがありま すから, もうその内側にはコンビニエンス ストアを造らないでおこうということで, 先ほど申しましたエリアの中には1軒も コンビニエンスストアがございません。そ れから, ワンルームマンションは, 所有者 が同居する場合のマンションは認めます が, 所有者が同居しないワンルームマンシ ョンは認めないということで禁止してお ります。このような建築協定を結びまして、 私どもは地域を守ろうということを12 年前にやりました。これは商業地域ですけ れども、約90軒の方が実印を押されまし て, 非常に地域力がしっかりしている。な かなか商業地域で90軒もやっていると いうのは, 京都市中を見ていただいても, ここが断トツに頑張っている地域でござ います。これは、この地域の人達の地域に

対する思いが強いという一つの手応えと 言いますか、そういうものであろうかと思 います。

(スライド9)色を塗っている所が建築協定に入っている所で、御幸町通から堺町通までの間に入っておりまして、ぽつぽつと抜けている所は隣接地と言います。御承知のことかと思いますが、ここは、積極的に反対はしないけれども、今入るのは見合わすという方なんですけども、その方にもお願いいたしまして、最近も2軒ほど入っていただきまして、現在92軒入っておられます。

(スライド10) 建築協定というのは, 任意の善意のある人同士が結んでおる約 東事でございますので, 今度はもうちょっ と拘束力のある約束を作ろうということ で,地区計画をおととしからスタートいた しました。先ほど申しました, 寺町から鳥 丸, 御池通から三条までの中で地区計画を やろうということで、キャバレー、ナイト クラブといった風俗店と, それからパチン コ屋,マージャン屋さん,カラオケボック ス,このようなものを認めないでおこうと いうことで一生懸命用意いたしまして,こ れは約2年間掛けまして一昨年の8月に 条例化していただきました。今,この範囲 は, そういうものはできないことになって います。こちらが寺町通の三条、ここは三 嶋亭のすき焼き屋さん, 肉屋さんがあって, 三条寺町の交番がありますね。この辺りか らはかなり何をやってもいい所ですから, ここからちょっとこっちへ飛び火してく るという恐れは十分あります。御幸町通な んかがちょっとそういう雰囲気が見えて きていて, うっかりしているとそういう所 から飛び火してきます。この中にそういう ものが入ってこないという保証はござい ません。近くには市役所がありますし、御

池中学がありますし、文博もありますし、 NHKがここへ来ますし、このような所に そのようなものが来たらあかんというこ とで、我々は一生懸命ここを守ろうという ことを今しているところでございます。

(スライド11) 地区計画を一生懸命頑張ったので、京都市から御評価いただきまして、京都市の都市計画マスタープランにこの地域を位置づけて、都市計画的にもこの地域を重点的にこれからまちづくりしていってやろうという御厚意と言いますか、おぼしめしを京都市から頂いております。これからのまちづくりが非常に楽しみな地域であろうと思っております。

(スライド12) 街なみ環境整備事業という事業がございますが、これは、国と市から3分の1ずつ補助を頂きまして町家の外観を直しております。これは姉小路の富小路の角のおうちですけれども、ここは関ヶ原の時代からある家で、この家を下の写真のように外観を直しております。

(スライド13) これは、左の写真のとおり、シャッターのあった家で、潰される寸前になっていた町家でしたが、これを右の写真のように直しました。面白いのは、こういうふうに直しますと、以前はおばあちゃん1人が住んでおられたのですが、これを直したことによって、独居老人がいた所に借り主が出てきて、現金収入が入るようになって、それから用心も良くなってと、これは3点セットで非常にいいなと。ぼやっと通りますとあんまり気が付かないのですが、こういうのが町家をある意味残していくということの一つの表れであったかなと思っております。

(スライド14) これは新築の家になり ますが、左上の家が解体されて左下のよう になるんですけども、ここを歩いてこられ ると、側面が真っ先によく見えますので、 折角我々はまちづくりしているからこう いうふうな景観に合わしてくれというこ とで、新しくここを買われた方に色々交渉 いたしまして、このようなデザインを検討 し、実現しております。このように割と町 並みが上手く連担できているかなと思っ ております。

(スライド15) これは照明ですね。このようにまちの灯り、街灯を電球色にして、お店とか、それから街頭看板、こういう所を全部電球色に変えまして、夜の景観をつなごうということもしておりまして、みんなが心一つになってこういうことをやろうということをしております。

(スライド16) それから、ここはもの すごい電線が入り乱れておりまして, どう しようもないので、今まではどちらか言う と,電線の地中化というのは観光地とかそ ういう所を優先してされておりましたが, やっぱり都市部で、人が住んでいる所でこ ういうことを実現していくということは, 防災的な問題も含めまして大事じゃない かと考えております。今,新町通,三条通, この姉小路通なんかが手を挙げているん ですけども、出来れば私どもの通りも、総 論賛成, 各論反対によくなるんですけども, 我々は何とかこれを実現できるような方 向で, 例えばトランスをどこに置くとか, そういう話になると,もうたちまち話が乱 れてくるんですけども, 姉小路通は出来る だけその辺りを上手くしながら早く実現 に向けたいということで, この地中化要望 書も既に提出しております。

(スライド17) それから,ここは自動 車がものすごい入ってきます。平日はとも かくとしても,土日には地域とは無関係な 車,他府県のナンバーが入ってきて,河原 町,四条に限りなく近い100円パークま で目掛けて車が入ってきて、場合によって はものすごい飛ばすんですね。ですから、 今度は入ってくる車が速度を下げるよう に、自分達でスピードを測ったり、こうい う行燈を並べて、なるべく道路側肩の抵抗 を増やしながら速度を落としたらどうな るかといった実験をしております。

(スライド18) やっぱり道路というのは人が歩く道ですので、そういう所でも人が楽しめるような空間を作ろうとか、京都市で初めて車道幅員を3.8メートルから3メートルに縮めまして、自転車の走るレーンを造ってということも姉小路が京都で初めて実施したところでございます。

(スライド19) それから, 月1回, 月 例会議を開きまして, 町内でまちをどうい うふうにしていこうかというようなこと を議論したり、それから、景観シミュレー ション, 建築協定締結している地域は全部 このような3次元のモデルを作ってござ いまして,新しく建築する場合は,ここに はめ込み、シミュレーションできるような システムを私どもの地域では既に作って おります。御承知のことかと思いますけど も、地域内で新しくお店を造ったり、ある いは建設する時に, 建築主は地域と意見交 換しなければならないという地域景観づ くり協議会制度を京都市がお作りになっ ておりますが,この協議会を来月中に発足 させるための準備をしております。商業地 域でこの制度を実施していくのは、恐らく 初めてではないかというところでござい ます。

(スライド20) あと、情報発信といた しまして、皆さんのお手元にも配っており ますが、このような姉小路通信というのを 出したり、会報を出したり、インターネッ トで情報発信したりと、このようなことを しながら、姉小路内外の方にまちづくりを 一生懸命やっていることを情報発信して いるところでございます。

(スライド21) 今まではちょっと堅い 取組をご紹介しましたが、これからは日頃 どういうことをしているかをちょっと御 紹介したいと思います。

(スライド22・23) これは,毎年夏に,先ほど地蔵盆という話で出ておりましたが,地蔵盆の前夜祭,地蔵盆の前の日に,私どもは地域で京都御池中学校やもえぎ幼稚園を呼んで,道路を使ってコンサートをしたり,こういうことをしております。市長も毎年こうして激励に来ていただいております。

この写真は、京都御池中学校の生徒さんがブラスバンドをしたり、それから、もえぎ幼稚園の子供がここへ出てお遊戯したりしております。何でこのようなことをしているのかと言いますと、やはり子供というのは将来のまちづくりの担い手でございますので、こういう子供に早くからこういうことに参加してもらうというのも大事であろうということで、呼んでおります。

(スライド24) この写真は、幼稚園の 子供たちが描きました絵で行灯をずっと 張っております。それから、この写真は中 学校の子が描いたもの。中学校が200人, それから幼稚園が100人ぐらいですの で、毎年300基の行灯を張り替えまして、 全部で600基行灯を持っておりますけ ども、この600基の行灯のうち300基 を毎年入れ替えておりまして,子供がこの ようにまちづくりをやっています。それか ら, 小さな行灯に子供の描いた絵を貼りま して、もえぎ幼稚園の卒園記念にこれをみ んなもらってもらうということをしてお ります。これも11年ぐらいやっておりま して、この写真の子はもう既に成人してい るようでございますけど,こういうことを

しております。

(スライド25)地蔵盆で日が暮れますと、今度は街角コンサートということで、ちょっと地域のお豆腐屋さんのお兄さんに歌ってもらったりとか、柊家旅館のおじさんが出てきたり、何か三味線を弾いたりとか、こういうことをやりながら地域の隠れた芸人達のコンサートを20年近くやっております。

(スライド26) まちづくりのシンボルの灯ということで、私どものまちづくりはガス灯、シンボリックな灯をここでともしております。京都ガスの発祥の地というのはここでございますので、ちょっとガスをともしながら、これぞまちづくりのシンボルの灯やとか言うてやっております。この写真は除幕式の様子でございます。

(スライド27) あと、町家を使っておばんざいの会をやったり、体操をやったり、 お話を聞く会をやったり、何か展示をしたりして、こういう所を拠点にしながら、地域の文化、あるいは地域の交流、あるいは体操、体を丈夫にするとかいうことをやっております。

(スライド28) それで、あと、私どもの地域には、亀末さんのお菓子屋さん、創業200年のお菓子屋さんですね。それから、春芳堂さん、これは竹内栖鳳ですね。武者小路実篤さんとか、それから、柚味噌さんは、これは魯山人ですね。河道屋さん、西田天香さん、このように非常に歴史的な看板が今日まで残っております。ですので、こういう看板が似合うまちづくりということも大事かなと。このような看板がここにあるということは、地域のなりわいがここで続いているということでございます。これはやっぱり経済活動にもつながってきますし、一つの私たちが誇る地域の文化であろうかなと思っております。こういう

ふうなお店もあるし、それから、一見するだけではお商売されていないようですけれども、そういう京都特有のお商売をされている所もあります。そういうようななりわいとか文化というのを大事にしていくこと、そういう歴史を作っていくということも大切なことかなというふうに考えております。

(スライド29) 先ほどお話が出ておりました京都を彩る建物や庭園ということでございますが、先ほど220件とおっしゃいましたが、姉小路界隈を考える会はここで街なみ環境整備事業26軒実施いたしまして、その内の20軒をこの京都を彩る建物にエントリーしております。これはもう既にエントリーし終わっていまして、今年も4軒ほどエントリーしました。ということは、この姉小路界隈の中に京都を彩る建物の1割以上入っているということです。ですので、かなりよく頑張っているのではないかと思っております。

それから、もう一つは、京都を彩る建物や庭園にまずエントリーいたしますと、1年目には推薦ですね。2年目は認定ですね。3年目以降に登録文化財へ上げようと。も

う既に3軒が登録文化財に昇格するようになっております。ですので、まずは外観を直すことで、そういうことをきっかけにしながら文化財にも上げていくというようなことも現在進行中でございます。

(スライド30) それから, もう1点は, この私どもの地域には京都文化博物館が ございます。せんだってここでシンポジウ ムを開きまして,博物館と学校と地域,社 会が一緒になって、やっぱり将来のまちづ くりとか,あるいは文化を作ろう,あるい は歴史を作ろうと。この文化博物館が、地 域の文化に対して, あるいは地域とどう関 わりを持っていくのかということに対し て,もうちょっと文博さんも目を向けてく ださいとお願いしまして, 文博さんも去年 辺りからぐっと押し上げられまして,ちょ っとこういうことをやろうかということ でシンポジウムを開いたものでございま す。出来れば、このようなことも定着しな がら, 地域文化, あるいは地域の歴史をこ れから作っていくということも大事では ないかと考えている次第でございます。

以上でございます。どうもありがとうご ざいました。

議事要旨

○座長 お聞きしていて,色々感想もありますが,一言で言えば,これこそ京都遺産だということではないかと思うんですね。様々なタイプの文化財で,人の活動,暮らし,全部が集まって,特有の京都らしい,しかも,戦国時代以来400年,500年近い町衆の伝統がやはり生きているんだ

なというのが一番強い実感でございます。 どうもありがとうございました。

今お話いただいたことにつきまして,御 質問,御意見ございますでしょうか。よろ しいですか。

特に御質問,御意見ないようですので, これで終わりたいと思います。